

滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日 時 令和6年(2024年)12月26日(木)10:00~11:30
- 2 場 所 Web会議
- 3 議 題 (1)近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る
計画段階環境配慮書について
(2)その他
- 4 出席委員 東野委員、奥村委員、和田委員、金委員、野呂委員、畠委員、林委員、
市川委員、藤本委員、水原委員
- 5 内 容
(1)近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境
配慮書について

・資料1、参考資料1、資料2-1~2-7 説明後の質疑応答は以下のとおり。

(委員長)

只今の説明に対する御意見や御質問をお願いします。

(委員)

景観について、まず、国道1号沿いに視点場を追加しフォトモンタージュを作成いただけること、方法書に景観計画に関する記述を充実していただけることについては、前回の審査会で指摘した意見のとおりに対応いただけるとのことで承知しました。

資料2-6で新たに作成いただいた国道1号からの眺望のフォトモンタージュで歴史的な建物の背景となる山並みを見ると事業予定地が見えるので、それが地元の方にとっても歴史的風致を維持する観点から気になるところではないかと思えます。方法書以降でフォトモンタージュを作成する際は植栽する樹種を考慮して作成いただけるとのことでしたが、樹種や植樹箇所の傾斜の違いによる密度の変化などについては、どの程度まで実際の状況に近い状態で表現できるのかお教えてください。

(事業者)

植栽する具体的な樹種、樹形、葉の色等がある程度想定してフォトモンタージュを作成し表現することは可能です。また、どこにどの木を配置するかを考慮してフォトモンタージュを作成することも可能ですが、今のところ植栽計画はまだ立案できていませんので、今後、対応の可否や実現可能性も含め検討いたします。

(委員)

承知しました。植樹をすることで地元の方の懸念点を少しでも払拭したいという意図を住民意見に対する事業者見解を読んで感じましたので、なるべく実際の形に近くなるように検討をお願いしたいと思います。

(委員)

資料 2-5 (事業者資料別紙)で私が前回指摘した水象の指摘事項に関しては、今回「改変を伴うため周辺河川に影響を及ぼす可能性がある」ということを追記いただき、配慮書段階としてはこの記述で差し支えないと考えています。あと同じ資料(表 4.3(1))の水象の所に「洪水被害の低減を図ることから」という記述がありますが、「図ることから」の「る」が抜けていますので修正をお願いします。

次に、同じ資料の水質の「水の濁り」の箇所では、今回「供用後に浸透水が河川に放流されること」が新たに書き加えられました。今回、この「水の濁り」について、方法書以降の手続きにおいて調査・予測・評価を行う方針が新たに示されたことは大変評価できることだと思います。多くの住民からも水質に関して不安に感じている旨の意見が出されましたので、そういった意見も踏まえ、方法書以降でしっかりと対応いただければと思います。

(事業者)

承知しました。また、脱字については修正いたします。

(委員)

受入廃棄物の展開検査については、説明の中で計量器横のスペースで初回搬入時に確認を行うとの説明がありました。その一方で、通常時はそのスペースを使わずに、埋立場所付近で展開検査を行うというご説明がありました。通常時に計量器横のスペースを使わない理由は何かありますか。

(事業者)

通常時に計量器横の展開検査場で毎回検査を行うと、一度、廃棄物を下ろして再度全部積み込んで、さらに埋め立て場所まで運んで埋めるとなると効率が悪くなるためです。従って、初回の搬入時や新たな品目の廃棄物の取引開始の時にのみチェックを行う観点から計量器横のスペースで展開検査を行います。これは前回の審査会後に県の担当課とも協議しまして、前回の審査会の中では荷下ろししながら検査するという説明でしたが、その方法は改め、埋め立てが終了し安定した場所で展開検査を行うこととし、効率性と正しく検査ができることを併せてこの形で進めていきたいと現時点では考えております。

(委員)

はい、ありがとうございます。法の規定はもちろん大事ですが、一方で異物の混入というのは本来受け入れられないものが入っているということです。それには有害物質の混入等も想定され、一度でも埋立区画の近くに置くのは、流入のリスクもあります。シートを敷く等の土壌に触れないようにするための対策をされる予定はあるのでしょうか。

(事業者)

すみません。現時点では、具体的な場所等の選定が出来ていません。ただ、計量器の近くで行う展開検査については、コンクリート施工した場所で確認を行います。展開検査を全て計量器の近くで行う形式をとるのか、埋め立て区画の近くでも仮設でそういった形ができるのかをこれから検討していきます。

(委員)

はい、住民からも懸念する意見が出ていますので、有害物質のような本来入ってこないものが他の安定型処分場では入っているケースが見受けられますので、埋め立て区画内に仮設の展開検査場を設けるのではなく、計量器横のスペースでしっかりと検査を行って欲しいと思います。受け入れも日20台程度ということで、手間がかかりますが出来なくはない台数だと思いますので計量器横のスペースを使っていた方が良いと思います。

あと、展開検査は目視がメインになると思いますが、最近ではハンディー型蛍光エックス線装置で精度の良いものも出回っておりますのでそういったものの活用で有害物質等の混入を防ぐこともご検討いただければと思います。

(事業者)

ありがとうございます。検討します。

(委員長)

資料2-5(事業者資料別紙)で「人と自然との触れ合いの活動の場」については、「環境影響が生じることは考えにくい」とのことで「 」になっていますが住民意見には「下流の田村川を子どもが遊び場に使っていること」や「環境学習に使っている」という記述もありますので、方法書では必要に応じて対象項目に入れていただく必要があると思います。

(事業者)

説明を省きましたが、住民意見の「田村川は1つの自然との触れ合いの場」という指摘に対しても、住民意見への見解において、「対象項目への追加を検討」と回答しております。資料2-5(事業者資料別紙)の記載についても、方法書では修正します。

(委員)

資料2-4の植生回復のことについて、先ほど別の委員からも指摘がありましたが、廃棄物を埋め立てた造成表面の覆土はかなり浅いと思いますが、その条件の中で樹種選定をしていくことが記載されていないと感じました。まずは自然状態に戻るのか戻らないのかを明らかにした上で樹種選定や植生回復の記載をすべきではないでしょうか。また、その結果を踏まえ、景観に影響があるのか否かを評価すべきで

はないでしょうか。この点に関する事業者の見解を教えてください。

(事業者)

御指摘の通り、地形や覆土の厚さによって出来ることと出来ないことがございます。少なくとも周辺から見える場所については高木等を植える検討をいたします。しかしながら、実現可能性については今後、検討を進める必要があると考えています。

(委員)

そもそも高木を植えられるのかどうか検証する必要があるのではないのでしょうか。樹種によっては覆土が浅い場所で高木を植えることが物理的に出来ない場合もあると思います。どのような高木を植えても暫くは持つとは思いますが、直ぐに倒れたり枯れたりするような樹種を選ぶのは不適切だと思います。高木ありきではなく、覆土の厚さ等を踏まえた樹種選定が必要だと思います。

(事業者)

ご意見を参考にご検討いたします。

(委員)

別紙 の動物の記述に関して、今回「特に重要な種については」という文言を追記いただいた。配慮書では「重要な種」を、文献をもとにリストアップいただいたが、この中で「特に重要な種」とは具体的にはどういった種を想定されているのか。今回、「特に」を付け加えたことで、調査予測評価の対象が狭められた印象がある。

(事業者)

重要な種とはレッドデータブックに載っている種などを指します。そういった重要な種を特に保全するという意図での「特に」です。

(委員)

重要な種の中の一部ではなく、重要な種を強調する意図での「特に」ということで承知しました。

(事業者)

その通りです。わかりにくくてすみません。

(委員)

資料 2-1 の 8 番について、事業者回答として「盛土の安定に係る検討方針」の中で「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領に従って設計を実施する」という方針が示されており、地震に関してはレベル (100～1000年に一度発生する極めて稀な震度6以上の地震動)に耐えられるようにということですが、雨の方はどの程度の強度なのかをお教えてください。

(事業者)

雨というのは降雨時の盛土の安定性という意味ですか。地下水位をどこまで上げるかという御質問ですか。

(委員)

そうです。盛土の安定性に関する質問です。

(事業者)

設計要領では、地下水位は想定可能な最大水位で設計を行います。そのため、最初に造る貯留堰堤の高さまで水位を上げて盛土の安定性が保てるかを検証することになります。ただし、その時は地震時と満水時が一緒になることはないので、常時と満水時で分けての計算になると思います。そのような観点で降雨があった時の安定性が保てるかを検証します。

(委員)

盛土というのは埋め立てた廃棄物のことを指しているのでしょうか。

(事業者)

最大高さの法面になるのは廃棄物の埋め立てが完了した時点になりますので、その時点での安定性ということで回答しました。

(委員)

わかりました。最大に見積もって設計し大丈夫なようにしているということで理解しました。市民の皆様から災害に関してご意見をいただいていますので、基本的に安全側重視で計算を実施し配慮いただければと思います。

(委員長)

最近、話題になっている PFAS の問題がありますが、事業実施前に周辺河川での調査を実施する予定はありますか。

(事業者)

御指摘のとおり PFAS の問題が多数報道されており関心が高まっています。現在、そういった状況を踏まえ、国において指針の検討や最終処分場を含めた発生源対策や規制についても検討がなされている状況と理解しています。このような検討はまだ始まった段階と認識しており、現時点では PFAS を調査してもその後の対応の判断基準が明確でない状況ですので、まずは行政の動向を注視し、その動向を踏まえながら調査の要否についても検討していきたいと考えています。現時点のアセス手続きは配慮書の段階であるということや、今後の配慮書に対する知事意見の内容も踏まえながら、方法書において具体的にどういった項目の調査を行うのかお示しできればと考えています。従って、只今の御意見については、方法書の段階で再度議論させていただければと思います。現時点では PFAS 調査に関する具体的な方針は検討出来ていません。

(委員)

私も方法書の段階で意見を述べようと考えていました。PFAS に関しては令和6年12月24日に国において第2回水質基準逐次改正検討会が開催されたところです。その検討会の中で今後の方針は概ね示されており、施行自体はもう少し先になるでしょうが、検討会の中では、法改正の前であってもモニタリングは実施できるので直ぐにでも進めるべきとの意見も出されました。今回、住民や市長からも意見が出ていますので、方法書の作成に当たっては、測定方法等も既に定まっていることや今後パブリックコメントも実施される予定であることを参考にしながら、方法書には対応を反映してほしいと考えます。

(委員)

方法書の作成に当たっての話が出ましたので、関連して申し上げます。伝承文化に関しては、配慮書 P.3-68 にあるように「祭り」しか挙がってこないケースがあります。伝承文化というのは「祭り」だけでなく、地域の儀礼や歴史をここに載せていただきたいと思います。そのためには市の歴史文化財行政の窓口や県の文化財保護の担当課に協議いただくとともに、地域の集落の方にヒアリングをいただいて、ここがどういった地域なのかということを図書に載せていただくのが良いと思います。本事業予定地は、集落に隣接しており、近くに東海道士山宿もありますので、この辺りが里山である可能性があります。そういった歴史的な背景を記述した上で田村川での人と自然との触れ合いや、古道、祠の位置などを図書に挙げていただくのが良いと思います。

(事業者)

ありがとうございます。配慮書段階では一般に公開されている文献情報をベースに情報を整理しています。伝承文化については委員の御指摘のとおり、文献だけでは分からない情報や地元の習わしがあると思いますので、方法書段階では、調査方法の中で聞き取りを行うか否かについても検討の上お示しできればと思います。

(委員)

承知しました。よろしくお願いたします。

・資料3-1～3-2、参考資料2～5説明後の意見は以下のとおり。

(委員長)

只今、事務局から説明のあった審査会意見(案)に対する御意見を申し上げます。最初に、事務局から本日欠席されている委員の御意見を紹介願います。

(事務局)

欠席委員からは審査会意見(案)に対する修正意見はありませんでした。

(委員長)

他に意見はありますか。

(委員)

資料 3-1、**1 全般的事項**(2)に「周辺の地域のみならず、下流地域の住民や漁業者などに対しても積極的な情報提供や説明を行うこと」という意見がありますが、住民意見の中には「農作物」や「農業用水」への影響を懸念する意見も出されています。よって「農業者」という言葉も加え「農業や漁業従事者等も含めた周辺地域や下流地域の住民」としてはいかがでしょうか。

また、「事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること」という記述に関しては、「事業内容を丁寧に説明し、住民等から出された意見を十分に勘案することで、事業に対する理解を得るよう努めること。」という表現でいかがでしょうか。

最後に、**2 個別的事項**(1)水質・水象について、「下流河川への影響を予測評価する手法を検討」とありますが、**1 全般的事項**で指している、周辺地域から離れた下流地域の河川への影響を指しているようにも見えますので、「周辺地域および下流河川への影響」とした方が良いのではないのでしょうか。

(委員長)

他に意見はありますか。なければ、今の委員の意見を反映した上で審査会意見を取りまとめたいと思います。具体的な内容は私と事務局で調整させていただきたいと思いますので、ご了承いただけますか。

(全委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、本日の議事はこれで終了します。

【以上】